

今後に向けての課題

・検討懇話会では明確な方向性を示すに至らなかった下記の事項については、県で引き続き検討。

(Ⅰ)賑わいの創出

県庁跡地が県民の財産であることを強く認識するとともに、地元とも連携しながら、これまで以上のまちなかの活性化や賑わいの創出を図ることを念頭に検討すること。

(Ⅱ)運営のあり方

賑わいを持続させ、長期活用を図る上では運営が重要。地元精通した人材の活用等、運営に係る手法や組織体等について、十分検討する。

(Ⅲ)機能の整備

ア)都市再生との関係性を踏まえた跡地活用

長崎市で検討されている新たな文化施設やMICE施設等、周辺施設との機能分担について十分配慮のうえ、都市再生中央エリアの中心を担う場所として相応しい活用となるよう検討すること。

イ)周辺地域の交通ネットワークとの関係性

跡地の価値や魅力を高めるため、交通アクセスや歩行者動線等、総合的な交通政策も念頭に置いた活用となるよう検討すること。

ウ)各機能の配置

施設の配置については、周辺住民の生活や周辺環境との調和、歩行者動線等について十分配慮すること。また、第三別館や石垣についても取り壊すことを前提とせず、保存・顕在化等についても検討すること。

エ)県警跡地の活用

県警跡地については、周辺の再開発状況に配慮しながら、県庁跡地と連携し、より有効な活用方法を検討すること。

(Ⅳ)実現可能性の検討

今後策定される具体的な計画がよりよい計画となるよう、財政面、事業手法、経済波及効果等を含め、実現の可能性を更に詳細に検討すること。また、“活用案を評価する際の着眼点”に照らし、事業精査を行うこと。

県庁舎跡地活用検討体制図

